

③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第631号)

《70》① **判官館鳥獣保護区** 123ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 新冠郡新冠町字中央町35番1の北端と国道235号との交点を起点とし、同所から新冠川河川敷地と同35番1との境界線を南に進み、更に同河川敷地沿いに進み、北海道旅客鉄道株式会社日高本線との交点に至り、同所から同本線を西に進み、同町字高江489番2との交点に至り、同所から同489番2と新冠川河川敷地との境界線を南に進み、更に同489番2の区境界に沿って進み、同489番2、同33番2及び同489番22との交点に至り、同所から同33番2と同489番24との境界線、同36番2と同489番29との境界線、同36番1と同489番6との境界線、同38番3と同489番6との境界線、同38番4と同489番6との境界線、同38番1と同489番6との境界線、同38番5と同489番3との境界線、同47番7と同489番3との境界線、同48番2と同489番3との境界線、同48番4と同489番3との境界線、同48番3と同489番3との境界線、同48番1と同489番3との境界線、同48番1と同489番5との境界線、同47番1と同489番5との境界線を順次進み、国道235号との交点にいたり、同所から国道235号に沿って進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成20年3月1日～平成39年9月30日 (H19. 9. 28 第620号)

《71》① **旧新冠畜牧場鳥獣保護区** 1,712ha〔森林鳥獣生息地〕

② 日高郡新ひだか町静内御園111番、587番1から8まで、590番、静内田原797番1、797番2、798番1、878番1から3まで、932番から935番まで、937番、938番の区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日 (R4. 9. 30 第513号)

《72》① **静内川鳥獣保護区** 211ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 日高郡新ひだか町の国道235号（静内橋）と同町の日高中部地区広域農道（1号橋）との間に所在する静内川（河川敷地を含む）の区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日 (H17. 9. 30 第716号)

《73》① **赤心の森鳥獣保護区** 35ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 浦河郡浦河町に所在する一般民有林日高地域森林計画区浦河町25林班1から6まで、9から12まで、19、20、34、37から45までの各小班の区域及び同林班19、20、2、39、3、5の各小班界、同町字野深406番1、20の地帯界に囲まれた土地の区域

③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日 (R3. 9. 28 第631号)

《74》① **にしちや鳥獣保護区** 3,350ha〔森林鳥獣生息地〕

② 浦河郡浦河町字西舎141番1から66まで、501番1から8（ただし、501番2のうち日高地域森林計画区浦河町239林班、240林班及び244林班から246林班の区域を除く。）まで、512番1、517番3、528番1から4まで、529番1から5まで、533番、535番1から19まで、及び浦河町字西舎512番1と524番との境界線の延長線と528番1と日高幌別川との境界線の延長線ではさまれた道道高見西舎線の区域

③ 令和元年10月1日～令和11年9月30日 (R1. 9. 27 第634号)

《75》① **井寒台の森鳥獣保護区** 66ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 浦河郡浦河町字井寒台28番地、29番地及び日高南部森林管理署3213林班の区域

③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日 (H20. 9. 30 第623号)

《76》① **観音山鳥獣保護区** 12ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 様似郡様似町字潮見台1番1、4から6まで、2番地、110番1、2、111番1から4まで及び1004番地の区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日 (H18. 9. 29 第802号)

《77》① **アポイ岳鳥獣保護区** 399ha〔森林鳥獣生息地〕

② 様似郡様似町に所在する日高山脈襟裳国定公園アポイ岳特別保護地区（昭和56年（1981年）10月環境庁告示第86号）の区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日 (R5. 9 告示予定)

《78》① **幌満鳥獣保護区** 434ha〔特保165ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 様似郡様似町に所在する道有林日高管理区88林班及び89林班の区域〔特保〕道指定幌満鳥獣保護区のうち、道有林日高管理区88林班1、95及び96の各小班の区域

③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日 (H16. 9. 28 第816号〔特保 第817号〕)

《79》① **えりも鳥獣保護区** 42ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 幌泉郡えりも町字本町549番、554番1から5まで、555番、558番1、3、4、586番、588番、589番、590番1、2、591番1、2、592番1から3まで、594番、595番、596番1から3まで、597番、600番、601番、603番、604番の区域

③ 平成18年3月13日～平成37年9月30日 (H17. 9. 30 第716号)

《80》① **豊似湖鳥獣保護区** 258ha〔森林鳥獣生息地〕

② 幌泉郡えりも町に所在する日高山脈襟裳国定公園豊似湖第二種特別地域（昭和56年（1981年）10月環境庁告示第86号）の区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日 (R5. 9 告示予定)

【渡島総合振興局管内】

《81》① **大島鳥獣保護区** 956ha〔特保956ha〕〔集団繁殖地〕

② 松前郡松前町に所在する大島の区域〔特保〕道指定大島鳥獣保護区の全域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日 (R5. 9 告示予定)

《82》① **小島鳥獣保護区** 158ha〔特保153ha〕〔集団繁殖地〕

② 松前郡松前町小島の区域〔特保〕道指定小島鳥獣保護区のうち、漁業施設を除

いた区域

③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日 (H22. 9. 28 第673号〔特保 第674号〕)

《83》① **松前鳥獣保護区** 336ha〔特保76ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 松前郡松前町に所在する道有林渡島西部管理区36林班の区域〔特保〕道指定松前鳥獣保護区のうち、道有林渡島西部管理区36林班のうち、64、51、60から62まで、66、68から71までの各小班の区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日 (H17. 9. 30 第716号〔特保 第717号〕)

《84》① **白神鳥獣保護区** 820ha〔森林鳥獣生息地〕

② 松前郡松前町に所在する国道228号と松前町字荒谷の町道白神線との東側の交点を起点とし、同所から同町道を北東に進み松前町と福島町との町境界を横断し福島町字吉野の国道228号との交点に至り、同所から同国道を南に進み旧国道228号との交点に至り、同所から同旧国道を南に進み国道228号との交点に至り、同所から同旧国道を南に進み白神峠を経由し北西に進み起点に至る線に囲まれた区域。ただし、松前郡松前町字白神629番9（海上自衛隊松前警備所白神支所敷地内）を除く

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日 (H18. 9. 29 第802号)

《85》① **岩部鳥獣保護区** 302ha〔森林鳥獣生息地〕

② 松前郡福島町字岩部に所在する道有林松前経営区1林班05から08までの各小班、3林班08小班、4林班04小班、5林班07小班及び7林班08小班的区域

③ 平成27年10月1日～平成47年9月30日 (H27. 9. 29 第647号)

《86》① **知内鳥獣保護区** 396ha〔森林鳥獣生息地〕

② 上磯郡知内町字元町375番の区域

③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日 (H26. 9. 30 第659号)

《87》① **上磯鳥獣保護区** 508ha〔森林鳥獣生息地〕

② 北斗市三好420番地から422番地までの区域

③ 平成27年10月1日～平成47年9月30日 (H27. 9. 29 第647号)

《88》① **恵山鳥獣保護区** 168ha〔森林鳥獣生息地〕

② 函館市に所在する一般民有林渡島嶺山森林計画区38林班及び39林班との境界線と、38林班の32小班と18小班的境界線との交点を起点とし、この点から38林班の32小班と18小班的境界線を西に進み、37林班と38林班の境界線に至り、この点から同境界線を北に進み、37林班の16小班と17小班的境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み、同林班の86小班と75小班的境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み国有林渡島森林管理署2154林班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北西に進み同林班い小班とろ小班との境界線との交点に至り、この点から同境界線を北東に進み海向山山頂との交点に至り、この点から同林班い小班とろ小班との境界線を南東に進み同林班界との交点に至り、この点から同林班界を北東に進み一般民有林渡島嶺山森林計画区38林班7小班と3林班1小班との境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進み38林班23小班と3林班1小班的境界線との交点に至り、この点から同境界線を北東に進み38林班23小班と3林班63小班との境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進み国有林渡島森林管理署2153林班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南に進み同林班ろ小班とイ小班との境界線との交点に至り、この点から同境界線を南東に進み同林班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み、この点から一般民有林渡島嶺山森林計画区38林班及び39林班の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南に進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日 (H17. 9. 30 第716号)

《89》① **川汲鳥獣保護区** 208ha〔森林鳥獣生息地〕

② 函館市川汲町に所在する函館市有林4021林班及び4022林班の区域

③ 平成29年10月1日～平成49年9月30日 (H29. 9. 29 第570号)

《90》① **大沼鳥獣保護区** 15,820ha〔特保1,131ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 亀田郡七飯町、茅部郡森町、同郡鹿部町の境界線の交点（駒ヶ岳頂上）を起点とし、この点から七飯町と森町の境界線を南東に進み国道5号との交点に至り、この点から同国道を北に進み道道大沼公園鹿部線との交点に至り、この点から同国道を北東に進み町道駒ヶ岳赤井川線との交点に至り、この点から同町道を北に進み国道5号との交点に至り、この点から同国道を北に進み森町字駒ヶ岳と宇白川及び宇姫川の字界線との交点に至り、この点から宇白川と宇駒ヶ岳の字界線を東に進み宇白川と宇尾白内及び宇駒ヶ岳の字界線との交点に至り、この点から宇尾白内と宇駒ヶ岳の字界線を南東に進み起点に至る線に囲まれた区域及び七飯町字大沼町、軍川、上軍川、西大沼、東大沼の区域〔特保〕道指定大沼鳥獣保護区のうち、亀田郡七飯町に所在する大沼、小沼、葦菜沼の河川敷地及び水面に囲まれた区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日 (R4. 9. 30 第513号〔特保 第514号〕)

《91》① **濁川鳥獣保護区** 366ha〔特保36ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 茅部郡森町に所在する国有林渡島嶺山森林計画区1013林班から1018林班までの区域〔特保〕道指定濁川鳥獣保護区のうち、国有林渡島嶺山森林計画区1013林班わ、イ小班、1015林班よ、イ、ロ小班的区域

③ 令和2年10月1日～令和22年9月30日 (R2. 9. 30 第603号〔特保 第604号〕)

《92》① **砂原鳥獣保護区** 902ha〔森林鳥獣生息地〕

② 茅部郡森町に所在する町有林野渡島嶺山森林計画区15林班のうち5から11まで、

【道指定鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域】

13、16から24まで、26、27、30、40、41の各小班、16林班のうち1から9まで、11、13、16から21まで、25から31までの各小班、17林班のうち2から12まで、72から80まで、82から95まで、113、116、117の各小班、18林班のうち6、6、10から12まで、18、19、21から24まで、27、28、30、34、36、38の各小班、19林班のうち7から10まで、15から17まで、23から26まで、30、31の各小班、20林班のうち5から8まで、10、23、33、43、46、48、49、63、70、75、77、80から83まで、85から87まで、89から91まで、97から101まで、105、113から115まで、121から124まで、203、205の各小班、21林班のうち7から10まで、18、21、24、31、35から41まで、45から48まで、50から53まで、55から57まで、61、63、65、214の各小班、22林班のうち3から12まで、14、19から27までの各小班、23林班のうち5から7まで、13、21から29まで、31から33までの各小班、24林班のうち5、6、8、9、12、14から16までの各小班、25林班のうち7、8、10、11の各小班、26林班のうち2、3、7の各小班及び27林班のうち2、4から6まで、8から17まで、20、21、23の各小班的区域

③ 平成24年10月1日～平成44年9月30日(H24.9.28 第583号)

《93》① **函館山鳥獣保護区** 353ha[特保327ha][森林鳥獣生息地]

② 函館市入舟町86番1と88番の地番界を西へ延長した線と函館湾のなぎさ線との交点を起点とし、この点から同延長線を東に進み函館都市計画市街化調整区域の設定線との交点に至り、この点から同設定線を東に進み住吉町68番4と68番8の地番界との交点に至り、この点から同地番界を東へ延長しなぎさ線との交点に至り、この点から同なぎさ線を大鼻岬を経由して周回し起点に至る線に囲まれた区域

[特保]道指定函館山鳥獣保護区のうち、函館圏都市計画区域内の都市公園である函館山緑地の区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号[特保 第514号])

《94》① **亀田川水源鳥獣保護区** 509ha[森林鳥獣生息地]

② 函館市赤川町55番地の最南端を起点とし、この点から同55番の南西縁を北西に進み水路敷地との交点に至り、この点から同水路敷地の南西縁を北西に進み、更に北東へ進み同99番1との交点に至り、この点から道道赤川函館線道路敷地の北東縁を進み、更に同道路敷地の南東縁を北東に進み同235番との交点に至り、この点から同235番、350番5、339番1の南東縁を北東に進み道道赤川函館線道路敷地との交点に至り、この点から同道路敷地の南東縁を北東に進み水路敷地と同419番3との交点に至り、この点から同443番2と同道路敷地と水路敷地との交点を結ぶ見通し線を北東に進み、さらに同道路敷地の南東縁を北東に進み同538番6と538番5との交点に至り、この点から同538番6の東縁を北へ進み、さらに北東に進み道道赤川函館線道路敷地との交点に至り、この点から同道路敷地、同583番4、588番2の南東縁を北東に進み亀田中野町の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北東に進み亀田中野町319番1の東縁を南に延長した見通し線との交点に至り、この点から同見通し線、同319番1、320番22、21、18、12、4、338番の東縁を北に進み、さらに339番3から1の北東縁を北西に進み道道赤川函館線道路敷地に至り、この点から同道路敷地の東縁を北に進み同349番3と357番2との境界線を南東に延長した見通し線との交点に至り、この点から同見通し線を北西に進み、さらに同357番2、358番1、360番1、371番1、375番1、376番の外縁を進み道路敷地との交点に至り、この点から同376番の北縁を東に延長した見通し線を進み亀田大森町1番1との交点に至り、この点から同1番1の西縁を南に進み水元町の境界線との交点に至り、この点から亀田大森町と水元町との境界線を南東に進み、更に南に進み水元町126番との交点に至り、この点から同126番、127番の北縁を東に進み道路敷地との交点に至り、この点から同127番と道路敷地との境界線を南西に進み同130番地の最西端が真南に位置する点に至り、この点から同130番地の最西端を結ぶ見通し線を南に進み同120番との交点に至り、この点から同120番の北縁を東に進み、更に南西に進み水路敷地との交点に至り、この点から同120番と131番との境界線を南西に延長した見通し線を進み陣川町161番1との交点に至り、この点から同161番1の北縁を東に進み同156番3と127番との境界線を北西に延長した見通し線との交点に至り、この点から同見通し線、水元町156番3と127番との境界線を南東に進み、更に西に進み水路敷地と道路敷地との交点に至り、この点から陣川町125番2、1の南縁を南西に進み、さらに北西に進み同78番との交点に至り、この点から同78番、77番の南縁を南西に進み同77番の南西端に至り、この点から同75番と70番13との交点を結ぶ見通し線、同75番、71番の南東縁を南西に進み神山町の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北に進み、さらに南東に進み赤川町の境界線との交点に至り、この点から同境界線を南西に進み水路敷地との交点に至り、この点から同水路敷地と赤川町285番3、1との境界線を南西に進み同281番2と283番との交点に至り、この点から283番、281番1の南縁を南西に進み、さらに北西に進み水路敷地との交点に至り、この点から同85番と276番と同水路敷地との交点を結ぶ線を進み、さらに同85番から87番、90番4、92番2、4、3、93番1、95番から98番の南東縁を南西に進み同99番1との交点に至り、この点から同40番106と55番との交点を結ぶ線を進み、さらに同55番の東縁を経て起点に至る線に含まれた区域

③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

《95》① **黒井川鳥獣保護区** 360ha[特保69ha][森林鳥獣生息地]

② 函館市に所在する道有林渡島東部管理区116林班01、10、15、19、28、29、31、42、51から58まで、60から62まで、65、67から72、94の各小班及び117林班07、11、12、15、16、18から21まで、26、27、33から35まで、41、45、52、58から71まで、73から80まで、82、83、85から87まで、91、94、95の各小班的区域

[特保]道指定黒井川鳥獣保護区のうち、道有林渡島東部管理区117林班11、15、45、58、60、63から71まで、80、82、95の各小班的区域

③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号[特保 第717号])

《96》① **花岡鳥獣保護区** 506ha[特保54ha][森林鳥獣生息地]

② 山越郡長万部町に所在する国有林渡島檜山森林計画区432林班から440林班まで

の区域 [特保]道指定花岡鳥獣保護区のうち、国有林渡島檜山森林計画区433林班イ、ロ小班、439林班ほ、へ、と、ち、り、ロ小班的区域

③ 令和2年10月1日～令和22年9月30日(R2.9.30 第603号[特保 第604号])

《97》① **八郎沼鳥獣保護区** 11ha[身近な鳥獣生息地]

② 北斗市向野132番地及び291番地の区域

③ 令和元年10月1日～令和21年9月30日(R1.9.27 第634号)

《98》① **大釜谷鳥獣保護区** 172ha[森林鳥獣生息地]

② 上磯郡木古内町に所在する民有林渡島檜山森林計画区126林班から128林班までの区域

③ 令和元年10月1日～令和21年9月30日(R1.9.27 第634号)

《99》① **戸切地鳥獣保護区** 711ha[森林鳥獣生息地]

② 北斗市に所在する一般民有林渡島檜山森林計画区103林班2、3、5、6小班、104林班、105林班1、2、5から27まで、29、30、32、33、40から47まで、50から58まで、60から63まで、65から76までの各小班、106林班2、7から9まで、20から27まで、32から37までの各小班、107林班から109林班までの区域

③ 令和3年10月1日～令和23年9月30日(R3.9.28 第631号)

《100》① **見市鳥獣保護区** 502ha[特保30ha][森林鳥獣生息地]

② 二海郡八雲町に所在する国有林野檜山森林管理署1198林班い、ろ、は、に、ほ、へ、イ及びロ小班、1199林班い小班、1201林班い、ろ、は、に、ほ、イ、ロ及びハ小班、1202林班い、ろ及びは小班、1203林班い及びろ小班、1239林班い、ろ、は、に、ほ、へ、と、ち、り、ぬ、る、わ、か、よ、ロ、ハ及びニ小班、1240林班い、ろ、は、に、ほ、へ、と及びイ小班、1241林班い、ろ、は、に、ほ、へ、と、イ及びハ小班及び1242林班い、ろ、イ、ロ、ハ、ニ及びホ小班的区域

[特保]道指定見市鳥獣保護区のうち、国有林野檜山森林管理署1201林班い、ろ、は及びイ小班的区域

③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22.9.28 第673号[特保 第674号])

《101》① **熊石平田内鳥獣保護区** 121ha[森林鳥獣生息地]

② 二海郡八雲町熊石鮎川町436番、437番、438番から3まで、439番、440番、441番1及び2、442番1から4まで並びに宇熊石平町327番2、328番1から6まで、329番1、2及び5、330番1及び3、331番1及び2、332番、337番から339番まで、340番1及び2、341番1及び2、342番1及び2、343番1から3まで、344番1及び2、345番1、346番1、347番1から3まで、348番、349番1及び2、352番から354番までの区域

③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26.9.30 第659号)

《102》① **関内鳥獣保護区** 293ha[森林鳥獣生息地]

② 二海郡八雲町熊石関内町720番地、721番地及び722番地の区域

③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

【檜山振興局管内】

《103》① **上ノ国勝山鳥獣保護区** 11ha[身近な鳥獣生息地]

② 檜山郡上ノ国町字勝山416番1から3まで、417番、417番2、3、418番、418番2から4まで、419番、420番、これらの地番に介在する普通河川寺の沢河川敷地及び財務省所管国有地並びに421番、422番、423番1、2、424番1、2、425番、426番、428番、429番1から7まで、430番1から6まで、431番及びこれらの地番に介在する財務省所管国有地の区域

③ 平成20年3月1日～平成39年9月30日(H19.9.28 第620号)

《104》① **館野鳥獣保護区** 212ha[森林鳥獣生息地]

② 檜山郡上ノ国町所在の道有林渡島西部管理区97林班のうち1、2、3、5、9、96小班的区域

③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

《105》① **楡川鳥獣保護区** 499ha[特保99ha][森林鳥獣生息地]

② 檜山郡江差町に所在する国有林野檜山森林管理署2036林班から2040林班までの区域 [特保]道指定楡川鳥獣保護区のうち、国有林野檜山森林管理署2038林班の区域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30第603号[特保H23.9.30第604号])

《106》① **江差松ノ岱鳥獣保護区** 14ha[身近な鳥獣生息地]

② 檜山郡江差町字新地町120番から124番まで、125番1、2、126番1、2、字緑丘37番1、2、176番から178番まで、179番1から4まで、180番から187番まで、191番、192番、193番1、193番2、194番から197番まで、199番から 201番まで、202番1、3、4、203番、204番、206番1、207番から210番まで、211番1から7まで及び上記地番の間に介在する区域

③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号)

《107》① **江差東山鳥獣保護区** 341ha[森林鳥獣生息地]

② 檜山郡江差町に所在する民有林渡島檜山森林計画区江差町22林班、23林班、28林班のうち21から23及び27の各小班並びに29林班のうち9、12から18、20、23から25、28及び29の各小班的区域

③ 平成26年10月1日～平成36年9月30日(H26.9.30 第659号)

《108》① **北檜山浮島鳥獣保護区** 34ha[身近な鳥獣生息地]

② 久遠郡せたな町北檜山区に所在する民有林野渡島檜山地域森林計画区36林班13